

## 【商 法】

下記の文章を読んで、設問に答えなさい。

わが国では敵対的M&Aは、委任状合戦がないので、TOB（公開買付け）から始まる。TOBで株式を買収し、経営陣を入れ替えた後、合併、株式交換、営業譲渡等が行われることがある。これに対するわが国の伝統的な防衛策は、いわゆる安定株主工作である。安定株主工作では、議決権を喪失しない限度での株式の相互保有、従業員持株制度の活用などが代表的である。しかし近時経営環境の変化に伴い安定株主は減少してきている。敵対的M&Aは弊害もあるが長所もあるので、一律に否定すべきものではないと言われている。本年度、多くの会社は、敵対的買収対策として、第三者割当増資の準備としての授權資本枠の拡大、

取締役の員数を現取締役の数と同数かそれに近いものにするための取締役の員数の上限の設定や引下げ、新会社法では取締役の解任決議が普通決議になるため、解任決議の要件を特別決議に加重する定款変更、取締役の就任時期を2分し、ずらすこと、及び基準日の設定の柔軟化のための定款変更を行った。買収者が出現してから買収者の持株比率を希釈化するために新株の第三者割当てを行うと、法令若しくは定款違反又は著しく不公正なる方法による発行として新株発行の差止めの仮処分が求められるのが普通である。平時に導入し有事に発動する防衛策はライツプランである。典型的には、会社が平時に新株予約権を株主に配ってにおいて、敵対的買収者が例えば2割の株式を買い占めれば、買収者以外の株主に大量の株式を発行して買収者の持株比率を劇的に低下させる仕組みである。俗称《毒薬》とも言われる。種類株式を活用すると、株主総会の合併承認決議や取締役の選解任決議に対し拒否権を持つ特殊な株式（いわゆる黄金株）を友好的第三者に発行したり、単元の異なる複数の種類株式を活用して、複数議決権株式と同様の効果を得る防衛策を導入することも可能である。

## 設問

- 問1 合併の本質を述べなさい。
- 問2 株式交換と株式移転の相違点を述べなさい。
- 問3 営業全部の賃貸と営業全部の経営の委任とはどう異なるか述べなさい。
- 問4 従業員持株会の会員に会社が奨励金を支出することは、株主の権利行使に関する利益供与の禁止に該当するか否か、理由を付して、解答しなさい。
- 問5 授權資本株は、株式の譲渡制限会社であるか否かで異なります。異なる理由を述べなさい。
- 問6 新株の第三者割当ての場合、既存の株主に不利をもたらす可能性があるものが2つあります。それらは何であるか述べなさい。
- 問7 新株予約権と新株引受権の違いは何であるか述べなさい。